



施設利用約款

昭和61年8月施行

平成13年10月改定

第1条 名称および経営

本クラブは「セサミスポーツクラブ大船」(以下、本クラブという)と称し、株式会社セサミ(以下、会社という)がこれを経営・管理します。

第2条 所在地

本クラブは神奈川県横浜市栄区笠間2-14-1を所在地とします。

第3条 目的

本クラブは前条に所在する施設(以下、施設という)の利用を通じて、会員の心身の健康維持・増進を図るとともに、会員相互の交流と親睦の機会を提供することを目的とします。

第4条 施設利用

施設を利用しようとする方は、本約款に基づき会社と契約し、第6条に定める区分により会員になるものとします。ただし、医師等により運動を禁じられている方、および暴力団等、刺青のある方、泥酔者、その他会社が不適当と認めた方の入会および利用はできません。

第5条 会員資格の取得

1 会員になろうとする方は、所定の申込書により入会を会社に申し込み、会社の承認を得るものとします。なお、会員は次の各号に該当する方とします。

- 日本在住の方
- 心身ともに健康な方
- 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- 暴力団等、刺青をするなど本クラブ会員として会社が不適当と認める事由が無いこと

2 入会を承認された方は、第6条の区分に従って、第8条・第9条ないし第10条に定める入会金、入会保証金および最初の会費の払い込みを完了したとき、会社との間に本約款に基づく施設利用契約が成立し、会員資格を取得した会員として施設を利用することができます。

第6条 会員の区分

1 会員の区分と有効期間は次の通りとします。ただし、必要に応じて新規に会員の種類を設定し、または廃止することがあります。

- 個人および個人A会員：終身
- 家族および家族A会員：1項会員の退会時まで
- 短期会員：2年
- 平日会員：2年
- ナイト会員：2年
- フィットネス会員A/B：3年
- エブリナイト会員：2年
- 3D会員：2年
- 法人および法人A会員：法人の存続中

2 家族および家族A、法人および法人A会員以外の各会員の会員資格は満18歳以上とします。

3 家族および家族A会員は、1項会員の配偶者ならびに同居所に在る義務教育修了者で一親等の子息女とします。

4 その他の会員および法人会員の施設利用上の諸条件については別途に定めるものとします。

5 1項会員は、その法人の役員、従業員およびその家族のみが施設を利用できることとし、その利用券は商行為・営業活動に使用できません。

第7条 未成年者の取扱い

未成年者が会員になろうとするときは、所定の手続きによる親権者の同意を必要とします。この場合、親権者は本約款に基づく義務・責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条 入会金・家族会員登録料

1 会員は、入会時に会社の定める入会金(第6条1項会員にあっては家族会員登録料)を払い込むものとします。

2 入会金および家族会員登録料は、いかなる場合もこれを返還しないものとします。

第9条 入会保証金

1 個人および法人会員は、入会時に会社の定める入会保証金を預託するものとします。

2 入会保証金は、入会日より2年間据え置いた後、本約款による施設利用契約が終了したとき、入会保証金証書と引換えに返還するものとします。

3 会員が2年間の据え置き期間中に退会する場合は、本約款第2条第1号および第2号の場合を除き、入会保証金の返還は規定の7年経過後とします。

4 本約款第2条により会員が退会する場合には、入会保証金を返還

しない場合があります。

5 会社は、入会保証金返還のとき、当該会員またはその家族会員が会社に対して会費・諸料金等で未納金がある場合は、入会保証金をもって精算し、残額を返還するものとします。

6 入会保証金は、他人に譲渡・質入れ・売却または担保に供することはできません。

7 入会保証金には利息はつけないものとします。

第10条 会費

1 会員は、会社が定める月会費を前納するものとします。

2 いったん払い込まれた会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

3 会社は、会費を滞納した会員に対して、施設の利用を制限することがあります。

第11条 利用料等

会員は、施設を利用する際、会社が定める利用料その他の諸料金を支払うものとします。

第12条 会員証

1 会社は会員に会員証を交付します。

2 会員は、施設を利用する際、会員証を施設内メインフロントに提出するものとします。第6条1項会員にあっては、法人会員利用券と共に当該法人に属することを証する証明書を提示することとします。

3 会員証は会員本人のみが使用でき、他人に貸与したり譲渡することはできません。

4 会員証を紛失または汚損したときは、すみやかに会社に再交付を申請し、会社の定める料金を支払い、会員証の再交付を受けるものとします。

5 会員が退会する場合は、会員証をすみやかに会社に返還するものとします。

第13条 会員資格の種別変更

1 会員資格の種別変更は、有効期間の同じか、または期間の長い会員へのみできるものとします。

2 会員資格の種別変更をする場合は、所定の申請書により会社に申請し、会社の承認を得るものとします。

3 会員資格の種別変更は、新規入会として取扱うものとしますが、入会金については、変更前に払い込まれている入会金を勘案し、会社の定める計算方法により算出した金額を支払うものとします。

4 会員資格の種別変更は有効期間中に限りできるものとし、有効期間満了に伴う更新時には、本条の適用はできません。

第14条 会員資格の名義変更

1 個人および個人A会員に限り、会員資格の名義変更をすることができます。

2 家族または家族A会員は、個人または個人A会員が理由の如何に関わらず退会をする場合、当該個人または個人A会員の会員資格の譲受人として個人会員または個人A会員に名義変更をすることができます。

3 会員資格の名義変更をする場合は、原則的に譲渡人と譲受人は連名で所定の会員資格名義変更承認申請書により会社に申請し、会社は第5条を準用して名義変更承認手続きを行うものとします。

4 会社が名義変更を承認した場合、会員資格の譲受人は、会社が定める名義変更料を支払うものとします。

5 会員資格を譲受けた会員は、譲渡した会員の会社に対する義務・権利を継承します。ただし、権利については包括継承するものではないこととします。

第15条 会員の施設利用範囲

会員は、施設の営業時間中、本約款および諸規則に従い、施設を使用することができます。ただし、会社が有料スクール・地域利用・特別行事等で使用する場合、施設の一部につき会員の利用を制限することがあります。また、会社が認めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができます。

第16条 有料スクール

1 会社は、施設の一部を利用して有料スクール(以下、スクールという)を開講し、本クラブとは別に受講者を募集することができます。

2 スクール開講のための施設利用時間や受講のための料金等の詳細は、会社が別途に定めるものとします。

3. 会員がスクールを受講する際は、前項に定める受講料を支払うものとします。

第17条 ビジターの取扱い]

1. 会社は、施設に余裕のある場合は、会員の同伴により会員以外の方(以下、ビジターという)に施設を利用させることが出来ます。ただし、会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限できることとします。
2. ビジターの利用料金は、別に会社が定めます。
3. 会員同伴ビジターの資格は義務教育修了者とし、会員が同伴しないビジターの年齢は満18歳以上とします。
4. ビジターの利用資格は第5条の1に倣います。
5. ビジターの施設利用については、本約款の規定を準用します。
6. 同伴ビジターの利用範囲は、同伴した会員に準じ、入館と退館および施設利用についても同伴した会員と共にするものとします。
7. 会員は、同伴したビジターの施設内での行為について連帯して責任を負うものとします。

第18条 会社の免責]

会社は、会員およびビジターの施設(駐車場等も含む)の利用に際して、会社の責に帰さない事由により生じた人的・物的事故、盗難事故等については、一切の損害賠償の責を負いません。また、会員は会社に対して損害賠償の請求は行わないものとします。

第19条 会員の損害賠償責任]

会員は、施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、施設または第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとします。

第20条 休会]

1. 会員は、3ヶ月以上1年以内の長期にわたりやむを得ない事由により施設を利用できない場合は、所定の休会手続きを経て、会社の定める休会費を前納することにより、会員資格を継続することができます。ただし、有効期間のある会員については、休会による有効期間の延長はできないものとします。
2. 休会月の会費は、休会申し出が月の中途であっても、または申し出のあった月の利用がない場合であっても、これを全額支払わなければならないこととします。
3. 会員は、休会しようとするときは、会費・諸料金等に未納金がある場合、これを全て一括して支払うものとします。
4. 休会中の会員は、会社に申し出ることにより随時復帰することができます。復帰に際しては、復帰日の属する月より所定の月会費を支払うものとします。

第21条 退会]

1. 会員が本クラブを退会するときは、所定の退会届を提出のうえ会社の承認を得るものとします。
2. 会員は、退会届提出までに、会費・諸料金等の未納金を完納するものとします。
3. 退会月の会費は、退会申し出が月の中途であっても、または申し出のあった月の利用がない場合であっても、これを全額支払わなければならないこととします。

第22条 会員資格の喪失]

会員は、次の場合に会員の資格を失います。

第6条に定める有効期間が終了したとき。

会員本人の都合により、所定の退会届を会社に提出し、会社が承認したとき。

第6条 1- 項会員にあっては当該法人が解散したとき、その他の会員にあっては会員本人が死亡したとき。

第23条により会社が契約解除したとき。

個人または個人A会員が前各号により会員資格を喪失したとき、その家族または家族A会員。

痴呆、アルコール中毒等その他いかなる理由に拠らず会員が自己の管理をできなくなったと会社が判断したとき。

入会審査後、会員になられた方についても、後日審査基準を満たさないことが発覚した場合は、即時退会していただくこととします。

第23条 会員の権利の一時停止および会社の契約解除]

1. 会社は、会員が次の各項のいずれかに該当した場合には、当該会員の権利を一時停止、または施設利用契約を解除することができます。

会社または本クラブに対して、名誉・信用等を著しく傷つけ、または施設内の秩序を乱したり、他の会員の迷惑となる行為等をした場合。

本約款または施設内の諸規則に違反した場合。

スタッフならびにインストラクターの指示・指導に従わない場合、クラブ運営するのに安全上問題があると会社が判断した場合。

施設内の設備等を故意に損壊した場合。

会費または諸料金・費用等の支払を3ヶ月以上滞納した場合。

その他会員としてふさわしくない言動があったと、会社が認めた場合。

2. 会社が会員に本契約の解除を通知したときをもって、本契約は終了します。

第24条 未払金の請求]

会社は、本約款による施設利用契約が終了した後においても、会員の未払金について請求することができるものとします。

第25条 施設の閉鎖]

会社は、所定の定休日のほか、次の場合施設の全部または一部を閉鎖することができるものとします。

気象・災害等により、開場が不可能と認められる場合。

施設の改造または補修・点検のためやむを得ないと認められる場合。経営上重大な理由がある場合。

法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生した場合。

第26条 施設閉鎖に伴う会員資格]

1. 前条第 号により施設の全部を閉鎖する場合、6ヶ月前の予告をすることにより会社は本クラブを解散できるものとし、解散と同時に全ての会員は自動的に退会するものとします。
2. 閉鎖の理由が天災、地震、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前号の予告期間を短縮することができるものとします。
3. 本クラブ解散の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行わないものとします。
4. 本クラブを解散する際、会社は入会保証金を預託した会員にこれを返還するものとします。

第27条 入会金・会費・利用料金等の変更]

会社は、本約款に基づいて会員が負担すべき入会金・家族会員登録料・入会保証金・会費・施設利用料等を、社会経済情勢の変動等に応じて変更することができるものとします。

第28条 諸規則の遵守]

会員は、施設利用について、本約款および会社が定める諸規則等に従うものとします。その他、具体的利用にあたっては、会社の指示に従わなければならないものとします。

第29条 変更事項の届出]

会員は、住所・連絡先等、入会申込書の記載事項に変更のあった場合には、遅滞なく会社に届出するものとします。変更届出のない場合、会員への通知は届出のあった住所宛に行うことにより、当該通知が実行されたものとみなされます。

第30条 会員への通知]

会員への通知は、重要事項については届出のあった住所宛に行うものとします。その他、本約款および本クラブの諸規則に関する通知または予告は、原則的には本クラブの所定の場所に掲示する方法により行うものとします。

第31条 ロッカーの使用]

1. 会員が本クラブを利用する際には、会社は会員に利用時間中に限りロッカーを貸し出します。
2. 貸し出されるロッカーの種類および位置等につきましては、本クラブの判断にゆだねるものとします。

第32条 施設利用中の途中外出]

施設利用中の途中外出は出来ないものとします。外出の必要のある場合は、一度退館手続きを済ませることとします。

第33条 その他]

1. 会社は、本約款および別に定める諸規則、その他本クラブの運営、管理に関する事項を、必要に応じて改定・変更できるものとします。
2. 本約款に定めのない事項ならびに施設の管理・運営上必要な事項については、必要に応じて会社が新たに規則を定め、かつこれらを変更することができるものとします。
3. 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の者に本クラブの施設を利用させることができることとします。